

2024年3月

お客さま 各位

株式会社 みちのく銀行

「総合口座・貯蓄総合口座取引規定」改定に関する再度のお知らせ

当行では、青森銀行との合併に向けたサービスの見直しのため、2024年4月より総合口座・貯蓄総合口座のお取引内容について下記の改定を行うことといたしました。これに伴い、「総合口座・貯蓄総合口座取引規定」を一部改定することをお知らせいたします。

本お知らせは、2023年6月『「総合口座・貯蓄総合口座取引規定」改定のお知らせ』に関する再度のお知らせでございます。

記

1. 改定日

2024年4月1日（月）

2. 改定内容

(1) 総合口座・貯蓄総合口座にお預け入れできる定期預金の口数上限

変更前	→	変更後
15明細		12明細

(2) 総合口座・貯蓄総合口座における定期預金担保による当座貸越限度額

変更前	→	変更後
500万円		200万円

(3) 総合口座・貯蓄総合口座取引規定の改定

(「総合口座・貯蓄総合口座取引規定（無通帳口座用）」も同様の改定を行います。)

改定前	改定後
<p>2. (総合口座・貯蓄総合口座取引)</p> <p>(1) 次の各取引は、みちのく総合口座またはみちのく貯蓄総合口座（以下「この口座」という。）として個人の方が利用できます。</p> <p>ただし、当行が認めた場合を除き未成年者は利用できません。</p>	<p>2. (総合口座・貯蓄総合口座取引)</p> <p>(1) 次の各取引は、みちのく総合口座またはみちのく貯蓄総合口座（以下「この口座」という。）として個人の方が利用できます。</p> <p>ただし、当行が認めた場合を除き未成年者は利用できません。</p>

<p>① 普通預金 ② 貯蓄預金 ③ 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M 型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下「定期預金」という。） ④ 前号の定期預金を担保とする当座貸越</p> <p>(2) (略)</p>	<p>① 普通預金 ② 貯蓄預金 ③ 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M 型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下「定期預金」という。） 定期預金のお預け入れは12口を上限とします。 ④ 前号の定期預金を担保とする当座貸越</p> <p>(2) (略)</p>
	<p>※【条文の追加】</p> <p>31. (限度額の変更)</p> <p>(1) 第11条第2項の定めにかかわらず、当座貸越の限度額は、この口座の定期預金につき2024年4月1日以降（同日を含みます。）の最初の異動（自動継続、解約、新規預入）が生じた時以降、この口座の定期預金の合計額の90%（千円未満は切り捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。</p> <p>(2) 前項の限度額の変更が生じた時以降（同日を含みます。）も、第11条第3項の定めは適用されます。</p> <p>(3) 第1項の限度額の変更が生じた時以降（同日を含みます。）、2度目の普通預金利息元加日（第12条第1項第1号の利息元加日をいいます。）が到来した時点において、貸越元利金等の額（当該元加日に利息の組入れを行った後の額をいいます。）が第1項の限度額を超過するときは、直ちに限度額を超える金額をお支払いください。</p> <p>(4) 当行は、前項に定めるお客様の当行に対する債務の履行について、第17条第1項及び第2項の定めに従って取り扱うことができるものとします。</p>

以上